

# 規制の事前評価書（簡素化 A）

法 令 案 の 名 称 : 貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令案

規 制 の 名 称 : 運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続（貨物自動車運送事業法施行令第1条第1項、第2条第4項、第5項）

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課

評 価 実 施 時 期 : 令和7年11月14日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。  
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

下記のとおり、遵守費用と行政費用の合計は 10 億円未満と推計され、かつ、個々の規制対象者の遵守費用は新たに発生しないものと考えられるため。

<遵守費用>

- ・下記「3 負担の把握」のとおり、個々の規制対象者の遵守費用は新たに発生しないものと考える。

<行政費用>

- ・下記「3 負担の把握」のとおり、新たな行政費用は発生しない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

### 【新設・拡充】

#### ＜法令案の要旨＞

- ・ 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、真荷主※1（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第12条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）及び第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号。以下「利用運送法」という。）第7条第1項に規定する第一種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）又は第二種貨物利用運送事業者（利用運送法第20条又は第45条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）が相互に交付する場合等の運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続を定める必要があるため、既に貨物自動車運送事業者（法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を行う者をいう。以下同じ。）に対して義務付けられている当該手続について、利用運送※2を行う第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者（以下「貨物利用運送事業者」という。）にも準用することとする。

※1 現行では、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外の者をいう。

※2 運送事業者の行う貨物の運送を利用してする貨物の運送をいう。

#### ＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）において、「2024年問題」等に対応する輸送力を確保し、物流の持続可能性を確保することを目的として、トラックの運転者の労働環境や待遇等の改善を図るために、貨物自動車運送事業者が元請事業者（真荷主から引き受けた貨物の運送を他の貨物自動車運送事業者に再委託する者をいう。以下同じ。）となる場合について、附帯業務の内容やその対価等を含め運送契約の内容を明確化するための書面交付の義務等（法第12条及び第24条第2項）に係る規定等が新設されたところ。
- ・ 今般の改正法により、貨物利用運送事業者に対しても、新たに運送契約締結時の書面交付義務等が課されることとなった。
- ・ 当該運送契約締結時の書面交付義務については、改正法による改正後の法第37条第1項及び第37条の2第3項において準用されている法第12条第3項及び第24条第3項により、再委託する貨物自動車運送事業者や他の貨物利用運送事業者の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが可能とされているところ、当該承諾の手続は政令に委任されている。

#### ＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 改正法の一部の施行に伴い、政令に委任されている運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続についても定める必要があるため、既に貨物自動車運送事業者に対して義務付けられている当該手続について、貨物利用運送事業者にも準用することとする。
- ・ 具体的には、改正法による改正後の法第37条第1項及び第37条の2第3項において準用する法第12条第3項及び第24条第3項の規定により、真荷主及び貨物利用運送事業者が相互に交付する場合等の運送契約に係る書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合においては、書面で交付する場合とは異なり、当該承諾に係る契約の相手方に対し、電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類（電子メール、

ウェブ等) 及び内容 (ファイルへの記録の方式 (ワード、テキストファイル等) ) を示した上で、当該契約の相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によって、承諾を得る義務を課す。

## 2 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

- ・ 本規制によって、貨物利用運送事業者が行う運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続が明確に定められることにより、円滑に書面の交付を行うことや、一方的に当該提供の方法を決定すること等による再委託先の事業者とのトラブルを未然に防ぐことが可能となると考えられる。
- ・ 本規制により円滑に書面の交付を行うこと等が可能となる事例がどの程度発生し得るかを把握し、かつそれが本規制の効果であると同定することは困難であることから、現状は効果を定量的に把握することは困難である。
- ・ 事後評価書を作成するまでには、貨物利用運送事業者からのヒアリング等を実施し、書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供に伴う課題等を具体的に把握すること等により定量化に努める。

## 3 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### ＜遵守費用＞

- ・ 以下の理由から、今般の規制の拡充に伴う貨物利用運送事業者の遵守費用は新たに発生しないと考える。

(理由)

- ・ 本規定は、運送契約に係る書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するにあたっての義務を課すもので、貨物利用運送事業者に電磁的方法による提供自体を義務づけるものでない。真荷主及び貨物利用運送事業者において、費用負担を考慮の上で、契約時の方法を選択することが可能である。
- ・ また、電磁的方法により提供する場合について、書面による交付に比べて追加の手続きが発生することになる一方で、書面により運送契約に係る書面に記載すべき事項を交付する場合に発生する印刷用紙等の必要資材に係るコストが不要となると考えられる。そのため、一連の手続きとしては、書面による交付と電磁的方法による交付とで、遵守費用が大きく変わることはないと考える。

#### ＜行政費用＞

- ・ 運送契約に係る書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するにあたっての義務は、貨物利用運送事業者に対して課されるものであり、行政費用は発生しない。

## 4 利害関係者からの意見聴取

### **【新設・拡充、緩和・廃止】**

- 意見聴取した 意見聴取しなかった  
(意見聴取しなかった理由)
- 具体的な規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない  
遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない  
参加者の抽出又は収集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている  
他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている  
その他  
(具体的な理由 : )

### **5 事後評価の実施時期**

### **【新設・拡充、緩和・廃止】**

- 本規制案については、本政令案の施行から5年後（令和13年度）に事後評価を実施する。